

公的個人認証サービスの民間活用への期待

平成26年4月15日

総務省自治行政局住民制度課
企画官兼外国人住民基本台帳室長
望月 明雄

社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

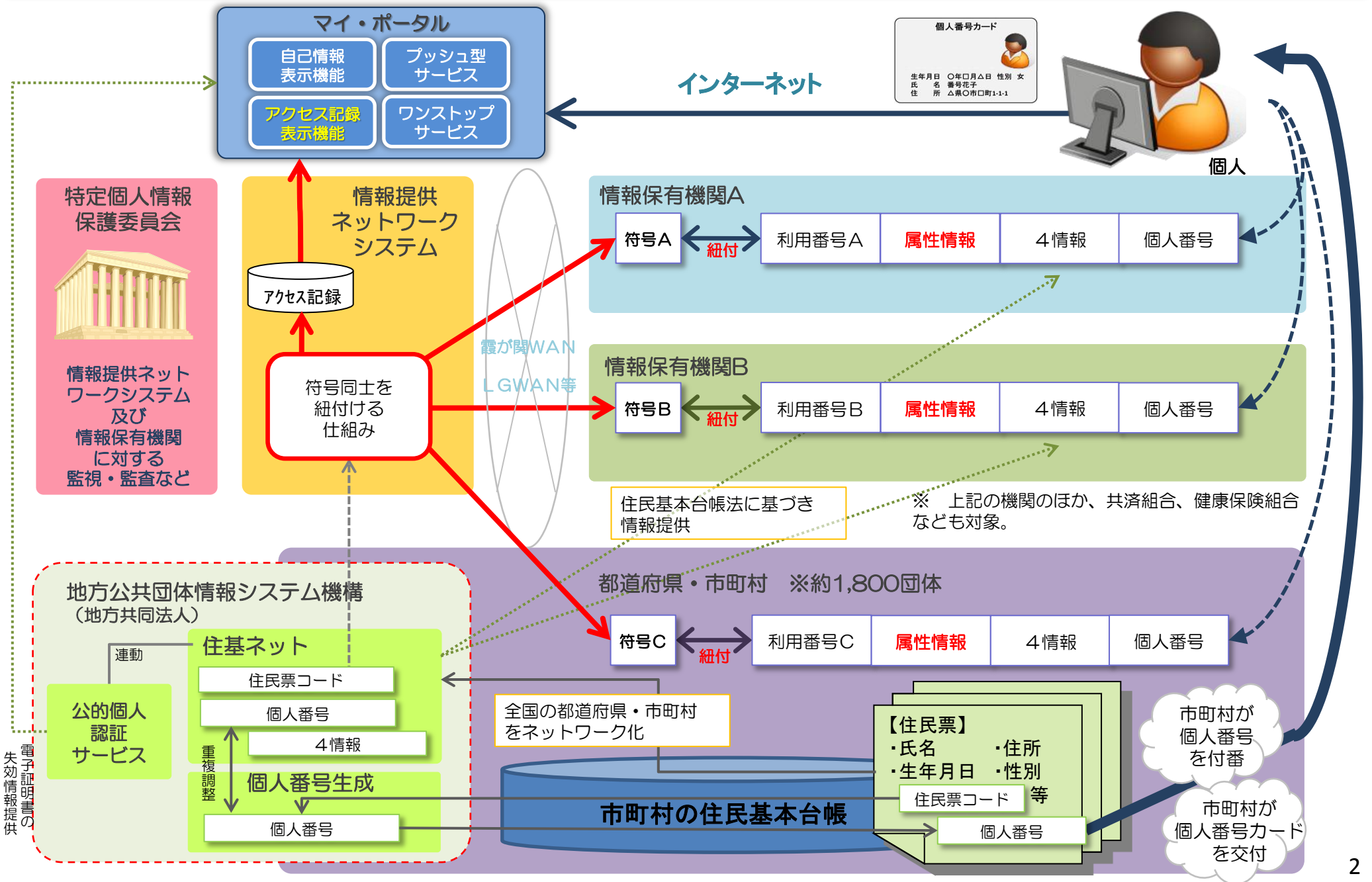
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、**福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用（第9条第2項）。**

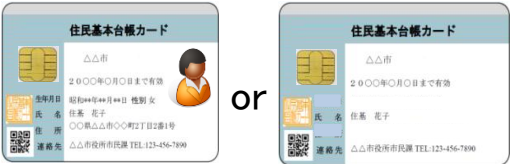
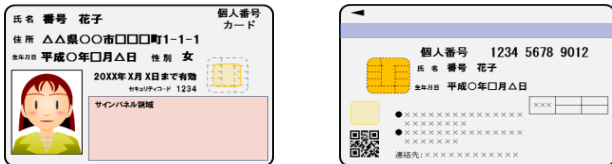
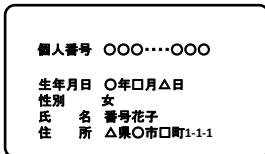
社会保障・税番号制度のイメージ



番号法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について(案)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
番号法			H27.10～ 付番・通知 H28.1～ 個人番号利用、個人番号カード交付 H29.1～ 情報連携		
機構法	H26.4.1～	地方公共団体情報システム機構			
住基法	指定情報処理機関	機構(指定情報処理機関)	機構	個人番号の住民票への記載	
	本人確認情報(住民票コード)の提供		本人確認情報(個人番号)の提供		
	住基カードの交付		住基カードの経過措置		
				情報連携関連規定	
公的個人 認証法	指定認証機関	機構(指定認証機関)	機構	電子署名・電子利用者証明	検証者の民間拡大

個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 表面(案) 裏面(案) ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載	 (案) ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口へ2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

個人番号カードの3つの利用箇所について

個人番号カードの表面（案）

氏名 番号 花子

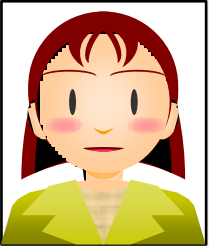
住所 △△県〇〇市□□□町1-1-1

生年月日 平成10年3月31日 性別 女

2026年 3月31日まで有効

セキュリティコード 1234

サインパネル領域



個人番号カードの裏面（案）

個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号 花子

生年月日 平成10年3月31日

×××

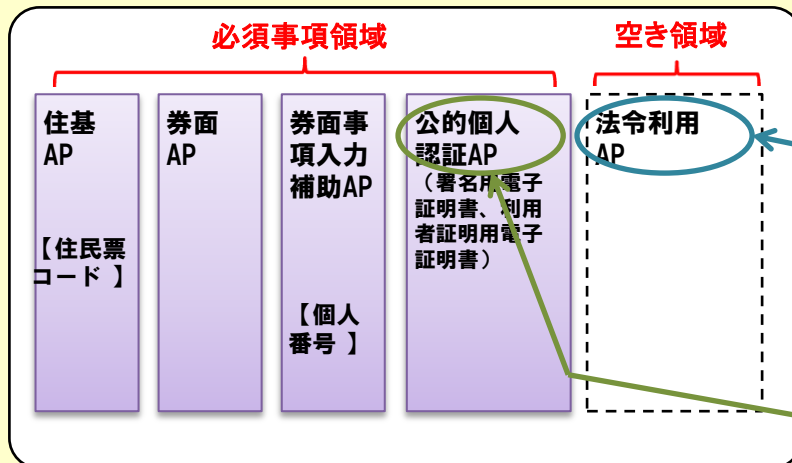
●××××××××××××××××
××××××××××

●××××××××××××××××
××××××××××

連絡先 ××××××××××××××



個人番号カードのICチップ内の構成



(1)個人番号

社会保障、税又は災害対策分野における法定事務(番号法別表第一に定める事務)において利用。

また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

(2)ICチップの空き領域

国の行政機関、地方公共団体の機関等が法令で定めることにより利用可能。

- ・印鑑登録証
- ・証明書自動交付機
- ・公共施設予約
- ・コンビニ交付
- ・図書館利用
- ・地域の買い物ポイント 等

(3)電子証明書

行政機関等(e-TAX、マイポータル(予定))の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。

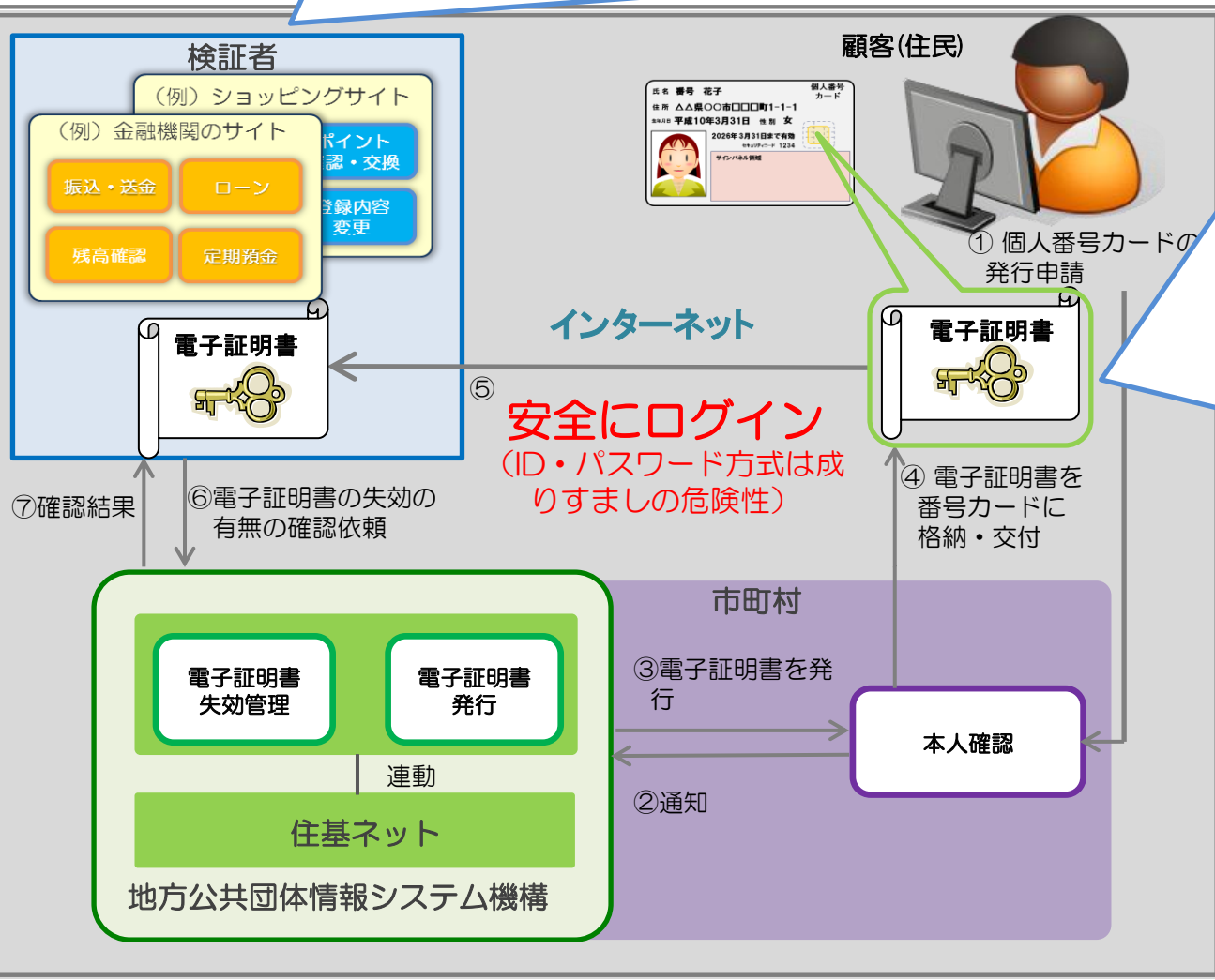
イメージ:金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

(参考1)民間サイトでの公的個人認証サービスの利用イメージ

【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大（平成28年1月～）

（＝検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大）



【改正点②】

電子証明書は2種類。

◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

：インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書＜新規＞

【電子版の顧客カード】

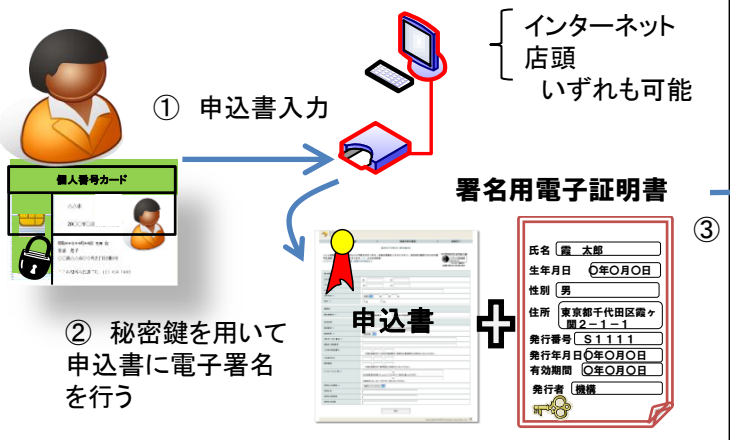


電子利用者証明

：インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

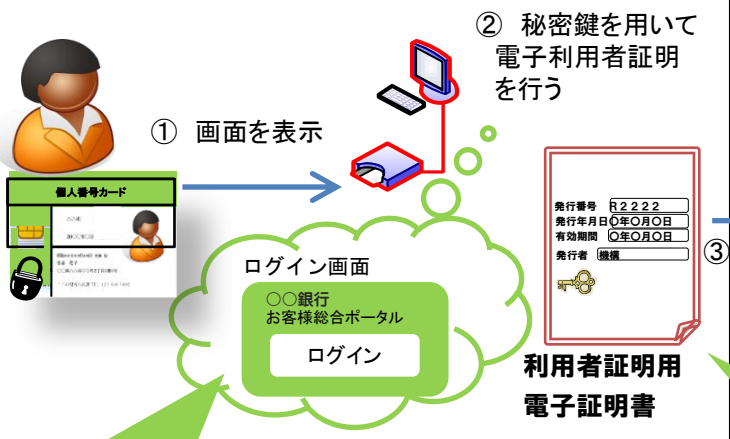
(参考2)新しい公的個人認証サービス(署名と利用者証明)活用フロー(イメージ)

口座開設申込み



次回以降の手順

ネット上での取引など

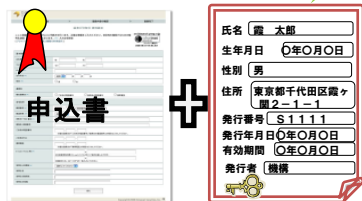


ID/パスワードを超えるセ
キュリティ水準を確保

基本4情報をネット上に流通
させることなく安全にログイン
ができる

署名検証者(金融機関など)

- ④ 署名検証
- ・公開鍵に対応する秘密鍵で
署名されたか
 - ・電子証明書が有効か



- ・本人申請内容確認
(オンライン申請内容と電子証
明書内容との突合)
- ・申請内容の登録
- ・二つの電子証明書を紐
付けて管理
(S1111-R2222)

- ④' 利用者証明検証



地方公共団体情報システム機構

署名用電子証明書サーバ

- ⑤ 有効性確認の依頼

- ⑥ 有効性確認結果

- ⑦ 署名用電子証明書
の発行番号(S1111)
を送信

- ⑧ 利用者証明用電子
証明書の発行番号を(R
2222)回答

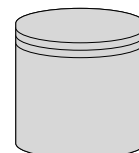
- ⑤' 有効性確認の依頼

- ⑥' 有効性確認結果



有効でない場合は、顧
客の住所が変更されて
いる可能性等を把握。

電子証明書の紐付け情報
データベース



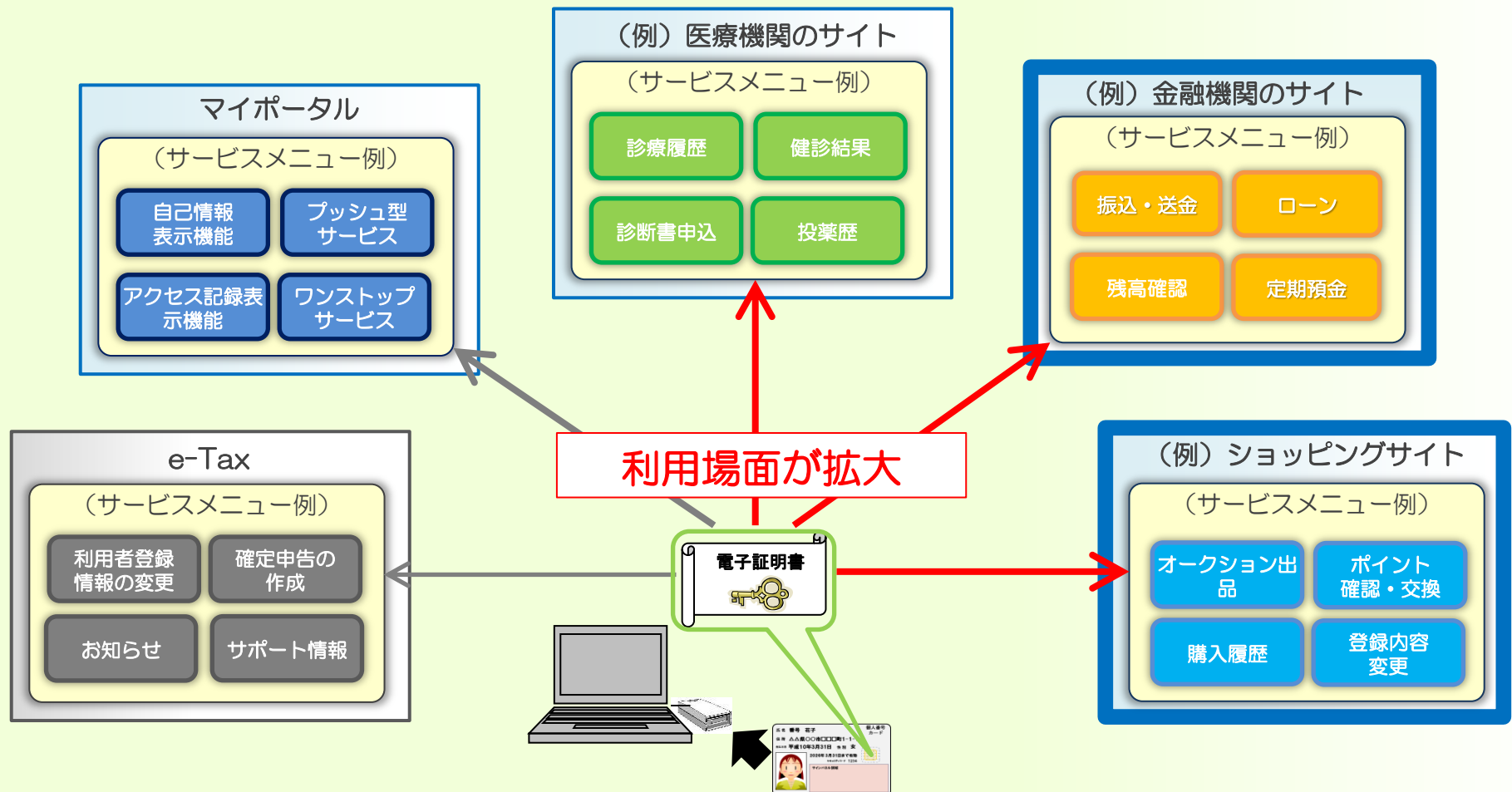
利用者証明用電子証明書サーバ



顧客の利用者証明用電子証明書が送
信された際に、発行番号を確認すべ
ば、どこの誰からのアクセスなのか
判明！！

公的個人認証サービスの民間拡大について

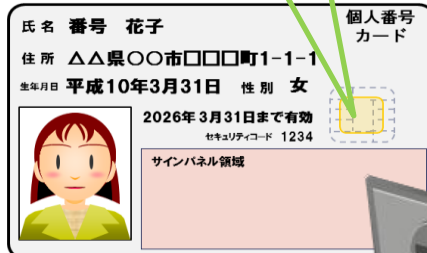
- e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを民間企業の様々なサービスに利用が可能に（H28.1～）
- ID・パスワード方式よりも高いセキュリティレベルを要求されるサービスへ、今後も普及拡大



公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ ～

公的個人認証の民間拡大

電子証明書



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

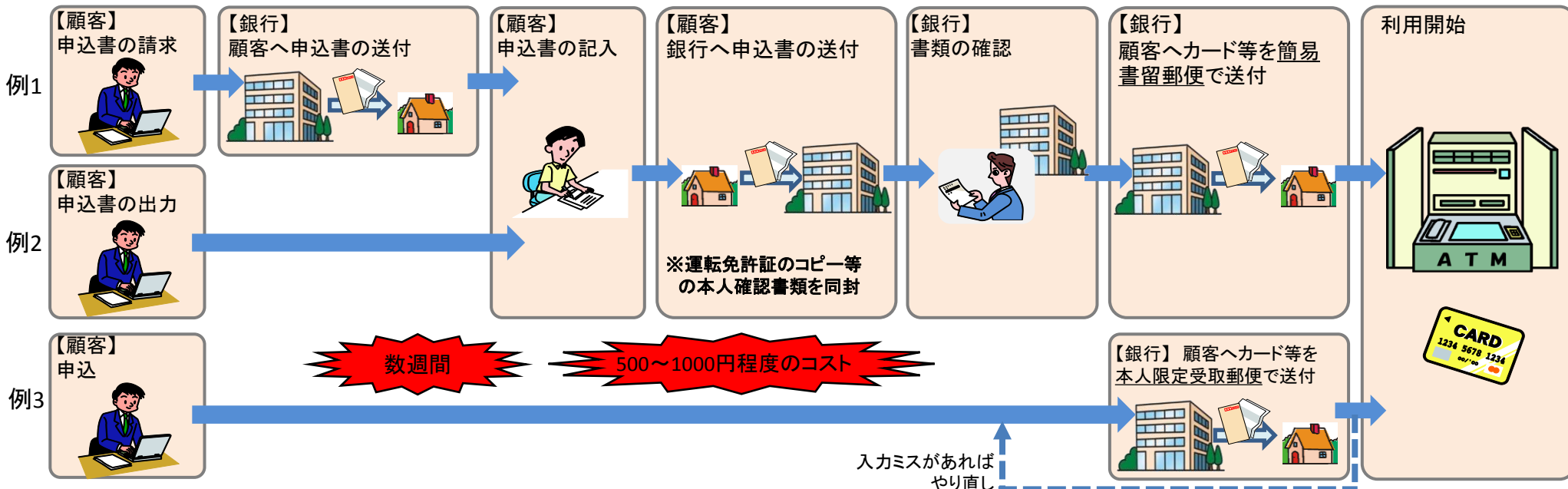
顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

公的個人認証サービス利用によるメリット①

～ 安価で迅速な顧客登録(アカウント開設)【銀行の例】～

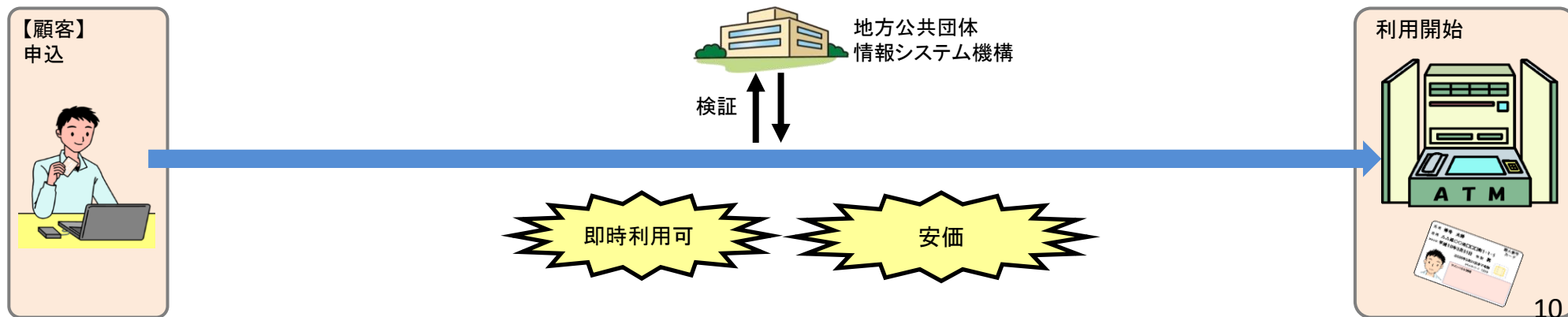
従来

申込みから利用開始まで数週間必要。またコストも1回の手続きにつき500～1000円程度の費用が発生。



公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

申込み後、即利用可能に。コストも相当程度安価な方向で検討。



公的個人認証サービス利用によるメリット② ～ 顧客情報の「異動なし」の把握と「更新の契機」の把握 ～

従来

ユーザー登録



(例)一年経過時など

全数調査

全てのユーザーに郵便で現況確認



ユーザー数×郵送料+人件費

現況確認できない場合、実地調査

人件費



登録情報の更新(最新のデータベース)

公的個人認証サービスを使うと

ユーザー登録



(例)一年経過時
ログイン時 など

電子証明書を確認(オンライン)



異動あり

異動なし

失効情報
提供手数料

重点調査

本人に最新情報を
照会(オンライン等)

照会
不要

大きな
コストカット

登録情報の更新(最新のデータベース)

公的個人認証サービス利用によるメリット②

～顧客情報の「異動なし」の把握と「更新の契機」の把握【手続編】～

オンライン手続で、電子署名を付した情報と電子証明書を受理

①電子署名が本人のものであり、②電子証明書が有効であることを確認

オンライン手続完了

→ 各民間事業者は、電子証明書の発行番号を確認し、顧客情報とともにデータベースで保存・管理

民間事業者は、事前に
総務大臣の認定を取得

一定期間経過後
(電子証明書の有効期間内)

顧客は、4情報に異動が
ある時は事業者に届け出
(顧客からあらかじめ電子証明書
の利用許諾)

電子証明書の有効性確認

→①失効していない場合: 異動していないことが確定

→②失効していた場合: 各民間事業者は、顧客に最新のデータや電子証明書の提出を求める

基本4情報(住所等)の変更、本人の失効届等により、
電子証明書は失効

民間事業者が顧客情報を更新

(参考)電子証明書が失効する場合とその対応

	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書
①	氏名、住所等の変更 ※住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の記載が修正された場合に失効	(失効しない)
②	本人の死亡等 ※住民票が消除される場合に失効 →死亡、国外転出、住基法適用外(外国人が在留資格を喪失した場合等)となったとき 等	同左
③	本人の申出 (ア)個人番号カードの失効に伴う利用停止の届出 →カードの紛失・盗難、カードの有効期限到来、個人番号の変更 等 (イ)電子証明書の利用停止、秘密鍵の漏えい等	同左
④	電子証明書の有効期限到来 ※有効期間は原則5年 →5年以内に個人番号カードの有効期限が到来する場合は、個人番号カードの有効期限まで →利用者証明用電子証明書の有効期限と一致	同左

署名用 : × 失効
利用者証明用 : ○ 有効



住所・氏名等の確認手続へ

→①情報の再登録をオンライン上で促す
②署名用電子証明書の再取得を促す

署名用 : × 失効
利用者証明用 : × 失効



「死亡」又は「利用停止」と想定

→①実地調査へ
(死亡の有無など)
→②なお、新たな利用者証明用電子証明書でアクセス可能。その時は死亡でないことが判明。

※未成年者、被成年後見人は、利用者証明用電子証明書のみ取得。
それ以外の場合でも、2種類の電子証明書のどちらか一方のみ取得する場合あり
(ただしレアケース)。

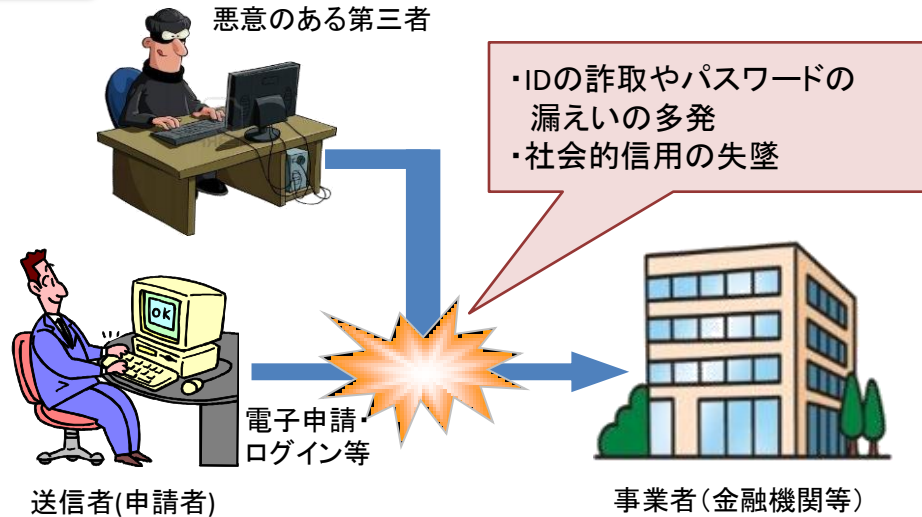
※上記のほか、電子証明書に記録誤り又は記録漏れがあった場合等に失効。

各事業者の登録時情報(電子証明書)でチェックが可能

公的個人認証サービス利用によるメリット③

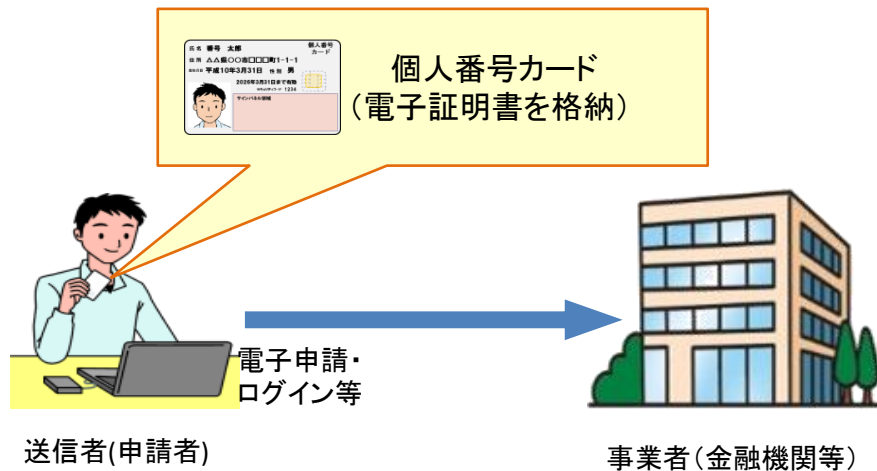
～ 確実な登録ユーザーの確認 ～

従来



- ・近年、インターネットバンキングに係る不正送金事件が急増。
- ・被害件数: 1,315件 被害額: 約14億円(平成25年。警察庁調べ)。
- ・被害口座に係るパスワード等を不正入手する方法は、コンピュータウイルスで表示した不正画面やフィッシングサイトに入力を求めるものが主。また、他サイトで使用しているパスワードの使い回しが狙われる事案也多発。

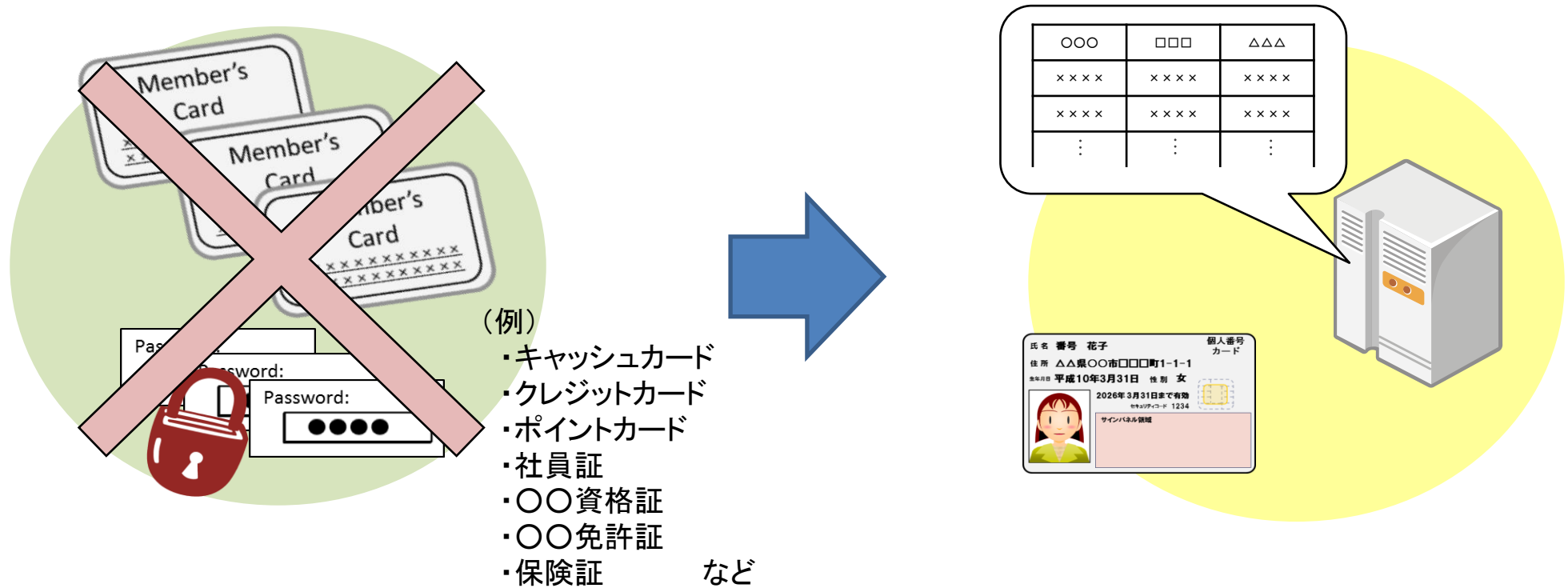
公的個人認証サービスによる電子証明書の利用



- ・個人番号カード保有者のみ使用可能
→ 漏えいの危険なし。
- ・個人番号カードの紛失時等の対応に備え、地方公共団体情報システム機構が24時間体制で管理。
事業者(金融機関等)の負担も軽減。

公的個人認証サービス利用によるメリット④

～ お客様カードの代替 ～



- ・公的個人認証サービスによる電子証明書の提出を受ける事業者は、顧客情報とともに電子証明書の有効性に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することが可能。
- ・また顧客も電子証明書が格納された個人番号カードを持っていればよいため、お客様カードを発行する必要がなく、コストの削減が可能。
- ・事業者自らがパスワードを管理する必要がなく、コストの削減が可能。

個人番号カードの普及について

公的機関が発行し、国民全員が 取得可能な唯一のICカード身分証明書

- ※個人番号制度の基盤となるカード
- ※搭載された電子証明書でマイ・ポータルにログイン
- ※個人番号確認・本人確認を一枚で実現
- ※無駄のない発行手続
 - ・通知カードと一緒に個人番号カードの交付申請書を送付
 - ・原則、市町村への一度の来庁で交付
 - ・発行手数料について可能な限り負担が生じないよう検討



地方公共団体等が カードアプリでサービス提供

- (例)住民票の写しのコンビニ交付、
印鑑登録証、図書館カード
としての利用など



スマートフォン、CATVで カードを利用

- ※今後普及が進むNFCモデル
スマートフォンをカードリーダー
として利用(予定)
- ※CATVでの利用については
総務省で調査研究を実施中



個人番号カードに搭載された電子証明書は、民間のオンライン
手続にも利用可能に

(例)インターネットバンキング、オンラインショッピング

※総務大臣の認定を受けた民間事業者の手続に利用可。

個人番号カードでは普及につながる利用局面が拡大

	住基カード	個人番号カード
本来利用	住民票コードの確認 ⇒あまり利用されていない	個人番号 の確認 ⇒税(給与所得など) 年金などの社会保障 } で 広く利活用
電子証明書	行政利用 ⇒e-taxが大部分	行政利用 ＋民間利用
空き領域 (条例など法令利用)	コンビニ交付 など	コンビニ交付 など ⇒引き続き利用可能
券面 (身分証明書)	デザインの統一性が不十分	デザインを統一